

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	環境部環境保全課	
不利益処分名	特定施設に係る改善命令等	
根 拠 法 令	水質汚濁防止法	
根 拠 条 項	第13条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5213)	
処 分 基 準	基 準	1. 処分の要件 特定事業場から排水を排出する者が当該事業場の排水口において、排水基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるとき。 2. 処分の内容 期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ずることができる。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)